従前地分筆を伴う仮換地指定変更の手続きの流れ

施行者
（戸田市）

土地所有者
（代理人）

法務局

①
仮換地分割及び従前地分筆の事前協議書の提出
仮換地分割案図等の提出

②
仮換地分割案図の確認及び従前地分筆の検討

登記簿の全部事項証明書、公図（地積測量図があれば）の発行
（どれも1年以内の物）

③
分筆調書（従前地分筆前後の面積計算表）の作成

④
地積測量図（申請用）及び土地分筆確認願等の作成

※地積測量図に確認した旨の証明をする必要なスペース(空欄を設ける)

戸区整証第　　号
令和　　年　　月　　日
本地積測量図は、事業施行者が保管している公図調整図及び現況測量図に基づいて作成されたものである。
戸田都市計画事業新曽第一(二) 土地区画整理事業
施行者　戸　田　市
代表者　戸　田　市　長　　菅 原 文 仁

10㎝（最少8.5㎝）

施行者印を押印して返却致します。

⑤
土地分筆確認願等の提出

⑥
分筆調書（従前地分筆前後の面積計算表）との整合性の確認
仮換地変更内容について所内確認後、地積測量図に押印

⑦
地積測量図受取(200円/通)
従前地の分筆登記申請

⑧
分筆登記受付

⑨
登記済証交付

⑩
仮換地指定変更願等の提出

⑪
仮換地指定通知の発行

⑫
仮換地指定通知の受取

⑬
境界杭の設置

（使用収益が開始されている場合には、自費にて設置を行う）